

憲法9条への自衛隊明記の追加は 1、2項と矛盾・違憲条項

第9条1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

安倍首相の提案

『自衛隊の存在を明文化した項を追加する』

安倍首相の提案は、自衛隊が、戦力である以上、戦争と武力による威嚇・行使は紛争解決手段としては永久に放棄するとともに、戦力は保持しないし、交戦権を認めないと規定した1、2項と矛盾し、違憲条項となる。

したがって、提案を通したいならば、1、2項の変更が必要。